

## ○静岡大学における防災マイスターの称号授与に関する規則

(平成23年12月21日規則第15号)

改正 平成25年2月20日規則第52号 平成31年4月26日規則第69号  
令和2年9月16日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡大学（以下「本学」という。）において、自然災害に対する科学的な知識を修得し、有用な防災の知識及びスキルを備えた者に対して、静岡大学防災マイスターの称号を授与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(称号授与の対象)

第2条 本学の学部学生及び大学院学生（以下「学生」という。）を対象とする。

(称号授与の要件)

第3条 静岡大学防災マイスターの称号を受けようとする学生は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 本学が別に定める期間に、静岡大学防災マイスター授与にかかる単位取得計画書（様式1）を学長に提出していること。
- (2) 本学において開講されている授業科目のうち、本学が別に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得していること。
- (3) 卒業又は修了年度において、本学が別に定める課題についてレポートを提出し審査を受けていること。

(称号授与の手続き等)

第4条 静岡大学防災マイスターの称号を受けようとする学生は、静岡大学防災マイスター称号授与申請書（様式2）に、単位修得を証明する書類を添えて、学長に申請する。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、防災総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）にその審査を付議する。
- 3 運営委員会は、学生から提出された申請書に基づき審査を行う。
- 4 運営委員会委員長は、審査結果を学長に報告する。
- 5 学長は、審査結果を踏まえ、授与すべきものと認めた場合は、その結果を、運営委員会委員長を経由して速やかに学生に通知するものとする。

(称号の授与)

第5条 学長は、静岡大学防災マイスターの称号授与を承認した場合は、認定証（様式3）により、「静岡大学防災マイスター」の称号を授与するものとする。

(本学の法的責任)

第6条 静岡大学防災マイスターの称号は、本学に法的責任を生じさせるものではない。

(事務)

第7条 静岡大学防災マイスターの称号の授与に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、静岡大学防災マイスターの称号の授与に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成23年12月21日から施行する。

附 則(平成25年2月20日規則第52号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日規則第69号)

この規則は、平成31年4月26日から施行する。

附 則(令和2年9月16日規則第20号)

この規則は、令和2年9月16日から施行する。

様式1(第3条関係)

静岡大学防災マイスター授与に係る単位取得計画書

[別紙参照]

様式2(第4条関係)

静岡大学防災マイスター称号授与申請書

[別紙参照]

様式3(第5条関係)

認定証様式

[別紙参照]

様式 1

静岡大学防災マイスター授与にかかる単位取得計画書

(元号) 年 月 日

学 長 殿

学部・研究科名

学籍番号

氏名

静岡大学における防災マイスターの称号授与に関する規則第3条第1項に基づき、履修計画を提出します。

単位取得計画

必修（3単位）			選択必修科目（4単位以上）			選択科目（5単位以上）		
科目名	学年	単位数	科目名	学年	単位数	科目名	学年	単位数
合計	—	3	合計	—		合計	—	

注：単位取得を希望する科目の単位数欄に単位を記入し、取得予定の学年と合計単位数を書き込んでください。なお、実際の履修が計画表と違っていても、必要な単位が取得されていれば、認定されます。

この用紙は、 月 日までに、防災総合センター事務室（大学会館）に提出してください。

様式2

静岡大学防災マイスター称号授与申請書

(元号) 年 月 日

学 長 殿

学部・研究科名

学籍番号

氏名

静岡大学における防災マイスターの称号授与に関する規則第4条に基づき、申請します。

別添

単位修得を証明する書類

認 定 証

〇〇〇〇

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日生

あなたは所定の要件を満  
たしたので

静岡大学防災マイスター

の称号を授与する

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

静岡大学長 〇〇〇〇 印

第 〇 号

備考 用紙は、日本産業規格のA4の横とする。